

6月の相談

HP

＊行政相談
1日(金) 春日住民センター
11日(月) 市役所第1相談室
14日(木) 青垣住民センター
15日(金) 山南住民センター
20日(水) 柏原住民センター
21日(木) 市島住民センター
〔受付時間〕午後1時30分～3時30分
☎ 総務課(氷上庁舎内) ☎ 82 - 1002

＊人権相談
○特設人権相談所
1日(金) 柏原住民センター、氷上住民センター、春日住民センター
12日(火) 山南住民センター
14日(木) 青垣住民センター
21日(木) 市島住民センター
〔相談時間〕午後1時30分～4時
○常駐相談所(神戸地方法務局柏原支局)
毎週水曜日 午前9時～午後4時
○全国共通人権相談ダイヤル ☎ 0570 - 003 - 110
○女性の人権ホットライン ☎ 0570 - 070 - 810
○子どもの人権110番 ☎ 0120 - 007 - 110
☎ 柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72 - 0176
☎ 人権啓発センター(氷上庁舎内) ☎ 82 - 0242

＊消費生活相談
相談場所/市役所生活安全課 相談日/土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
☎ 丹波市消費生活センター(生活安全課内) ☎ 82 - 1532
相談場所/兵庫県丹波の森公苑 相談日/火～日(月曜が祝日の場合は火曜休み) 午前9時～午後5時15分。土日は要予約。
☎ 丹波消費生活センター(柏原町柏原5600) ☎ 72 - 0999
※土日の電話相談は県の週末相談 ☎ 0120 - 511 - 103 へ

＊多重債務無料相談会
毎月第3日曜日 午後1時～4時 柏原住民センター
☎ 司法書士会柏原支部 ☎ 82 - 7174
☎ 神戸財務事務所 ☎ 078 - 391 - 6948

＊行政書士無料相談会
毎月第1土曜日午後1時～4時 ゆめタウンポップアップホール☎県行政書士会摂丹支部 ☎ 72 - 3091

＊無料登記法律相談会
21日(木)午前9時～正午 柏原住民センター(予約不要)〔共催〕県司法書士会たんば支部・県土地家屋調査士会但馬支部 ☎ 田中事務所 ☎ 85 - 2460

＊市民生活の安全・安心確保のための指導相談(電話・面談)
交通事故防止・防犯・消費者保護の相談など。月・火・木・金曜日の午前8時30分～午後5時15分
☎ 生活安全課(氷上庁舎内) ☎ 82 - 1532

「地域コミュニティーを大切に」

HP

単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している今、地域から孤立した状態で高齢者が死亡する事例が社会問題となっています。その要因として、高齢者の実態調査(内閣府が実施)では、近所でお互いに訪問し合う、友人と連絡を取り合うといった関係をもたない高齢者が多いことが報告されています。
これらは、都市化のうねりのなか、個人の自由とプライバシーを尊重するあまり、他人に干渉しないことがよいこととされてきたことによるものと言えます。
人との交流は、生活に楽しみや喜びをもたらします。年齢を重ね、生活範囲や人的交流範囲が職場から家族・地域へと移るに連れて、家族の絆や地域コミュニティとのつながりがさらに大切になります。地域社会が健全であるためには、地域内での社会的孤立をなくすことが必要です。
高齢化率28.7%(平成24年2月現在)と超高齢社会の丹波市。高齢者が地域から孤立することのないよう、安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが大切です。

消費生活ニュース

海外宝くじに当たった！

海外の宝くじや高額賞金が当たったかのように錯覚をさせるダイレクトメールが届き、「賞金を受け取るためには申込金が必要」とお金を振り込ませる詐欺の手口の相談が増えています。「当たる」と信じ込んでお金を払い続けてしまうケースがあります。国内で海外宝くじを買うことは違法です。「おかしいな」「困ったな」と思ったらすぐに丹波市消費生活センター☎ 82 - 1532 へ相談してください。

こんにちは！スポーツ推進委員です

HP

スポーツ推進委員は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」スポーツを通して心身ともに健康な日々を送れるようサポートしています。手軽にできるスポーツで、「よい汗」「よい仲間」「よい笑顔」の日々を楽しみましょう。「何事も楽しくないと続かない」というあなたにもきっとぴったりのスポーツがあります。勇気ある一歩を踏み出してスポーツの楽しさにふれてみてください。
スポーツ推進委員会では、みなさんのスポーツイベントの開催を応援します。地域や職場の仲間とともにさわやかな汗を流しませんか。詳しくは、スポーツ推進委員会事務局(生涯学習センター内) ☎ 82 - 0409 までお問い合わせください。

都市計画 Vol. 5

シリーズ

5月1日、兵庫県の告示により、丹波市全域が「都市計画区域」に指定されました。

これにより、市内全域を総合的かつ一体的に整備、開発、保全し、安全・安心で快適なまちづくりをめざします。

都市計画区域に指定されると、土地を活用する場合に、「開発許可」「建築確認」などの届出が必要になります。これは、一定のルールを設けることによって、快適な住環境の維持向上と災害に強いまちづくりをめざすためのものです。

みなさんの生活に身近な「建築確認申請」とは？
家を新築または増改築などする時は、「建築確認申請」を提出し、確認済証の交付を受けてから着工することになります。
住みよい環境をつくるため、建築確認申請では、建ぺい率・容積率の制限など、一定のルールが設けられています。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎ 都市住宅課(春日庁舎内) ☎ 74 - 2364

新規起業者を応援します

市内の商工業関連団体が、商店街の魅力向上や賑わい創出のために実施する事業、研修会などにかかる経費に対して支援を行います。

Q 対象業種は？
小売業、飲食業、サービス業などで市が認める業種
※丹波市商工会の推薦が必要です。

Q 補助内容は？
①初期投資支援
起業する時の店舗改装費、設備導入費の1/2(上限額150万円)
②店舗等賃貸料支援
店舗等賃貸料の1/3(上限額40万円/年間)※補助期間は最大2年間です。

☎ 丹波市商工会 ☎ 82 - 3476
新産業創造課(春日庁舎内) ☎ 74 - 1464

Q 対象団体は？
商店街・商店会・専門店会・スタンプ会などの商工業関連団体、商工業者を中心に組織する活動団体

Q 対象事業は？
・地域の特性を生かしたイベント、タウン誌発行
・販売促進活動としての共同売出、共同宣伝、共同装飾
・空き店舗を活用したアンテナショップやチャレンジショップ
・商店街などが主催する講演会、研修会 など

Q 補助内容は？
事業経費のうち市が認める経費の1/2以内(上限額100万円)
※ただし、国・県など他団体から補助を受ける事業については、補助率が下がります。
☎ 新産業創造課(春日庁舎内) ☎ 74 - 1464

商工業地域活性化補助金のご案内